

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和6年8月9日(2024.8.9)

【国際公開番号】WO2022/168984

【出願番号】特願2022-579646(P2022-579646)

【国際特許分類】

C 1 2 N 5/071(2010.01)

A 6 1 L 27/38(2006.01)

A 6 1 P 1/18(2006.01)

A 6 1 K 35/34(2015.01)

A 6 1 K 47/30(2006.01)

A 6 1 L 27/44(2006.01)

10

【F I】

C 1 2 N 5/071

A 6 1 L 27/38 3 0 0

A 6 1 L 27/38 1 0 0

A 6 1 P 1/18

A 6 1 K 35/34

A 6 1 K 47/30

A 6 1 L 27/44

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月1日(2024.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

膵臓の切断面を覆うためのシート状細胞培養物であって、膵臓の切断面は、膵実質および膵管の各切断面を含み、シート状細胞培養物を介して小腸腸壁に液密に結合される、前記シート状細胞培養物。

【請求項2】

膵管が、シート状細胞培養物を介して小腸腸壁の貫通孔に液密に結合される、請求項1に記載のシート状細胞培養物。

【請求項3】

膵管の切断面の内腔部分でシート状細胞培養物に貫通孔を形成することにより、膵管および小腸の各内腔が、シート状細胞培養物および小腸腸壁の各貫通孔を介して連通する、請求項2に記載のシート状細胞培養物。

40

【請求項4】

膵管が、主膵管および/または副膵管である、請求項1～3のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。

【請求項5】

小腸が、十二指腸または空腸である、請求項1～4のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。

【請求項6】

膵臓の切断面、小腸腸壁の貫通孔、および/またはシート状細胞培養物の貫通孔が、外科的処置によって形成される、請求項1～5のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物

50

。

【請求項 7】

外科的処置が、膵頭十二指腸切除手術である、請求項 6 に記載のシート状細胞培養物。

【請求項 8】

膵液瘻を予防または処置するための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。

【請求項 9】

骨格筋芽細胞を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。

【請求項 10】

ゲルおよび/またはポリマーを含む補強層を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。 10

20

30

40

50